

外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について

令和2年8月28日現在

1 9月1日以降、上陸拒否の対象地域に滞在歴がある外国人（注1）が入国・再入国する場合は、防疫上の観点から、原則として、追加的な防疫措置が必要となります。

2 具体的には、①新規入国しようとする外国人は、入国目的等に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において査証の発給、②8月31日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）により出国した外国人は、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において再入国関連書類提出確認書の交付、③9月1日以降に再入国許可により出国する外国人は、出入国在留管理庁において出国前に受理書（注2）の交付を受ける必要があります。

また、医療機関において、滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID-19（新型コロナウイルス）に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明を取得する必要があります（注3）。

検査証明の形式は次のとおりです。原則として、（1）の所定のフォーマットを使用してください。任意の様式の場合は、（2）の条件が満たされているものを準備してください。

- （1）所定のフォーマットを現地医療機関が記入し、医師が署名又は押印したもの
- （2）任意の様式（ただし、所定のフォーマットと同内容が記載されていること。具体的には、ア 人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）、イ COVID-19の検査証明内容（検査手法（所定のフォーマットに記載されている採取検体、検査法に限る。）、検査結果、検体接種日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日）、ウ 医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））の全項目が英語で記載されたものに限る。）

3 出国前検査証明は、日本に到着後、原本又はその写しを、入国審査官に対し、（再入国者については、再入国関連書類提出確認書又は受理書とともに）提出してください。

入国審査官に対し、これら必要な書類を提出できない場合には、出入国管

理及び難民認定法に基づき、上陸拒否の対象となります。

また、偽変造された出国前検査証明を提出するなどして上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となることがあります。

(注1) 以下の外国人を除きます。

- ・特別永住者
- ・「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する外国人

(注2) 9月1日以降に再入国許可により出国する場合は、出国前に出入国在留管理庁から受理書の交付を受ける必要があります。受理書の交付を受けずに出国した場合は、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となりますので御注意願います。

受理書の交付手続は[こちら](#)を参照。なお、9月1日から9月6日の間に出国を希望する場合は、直接、空港の出国審査場で入国審査官に再入国予定を申し出てください。

(注3) 日本に入国・再入国することについての緊急性が高いと認められる場合は、出国前検査証明の取得は必要ありません。

この場合、査証又は再入国関連書類提出確認書の申請に当たって、日本国大使館・総領事館において、緊急に日本に入国・再入国する必要がある旨を申し出るとともに緊急性を疎明する書類を提出する必要があります。

緊急性が高いと認められる具体的な事例には以下のようなものがあります。

- 日本の医療機関での手術等の治療（その再検査を含む。）や出産のために、緊急に日本に入国・再入国する必要がある。
（疎明する書類の例：緊急に渡航する必要があることを示す医師作成の診断書など）
- 日本に居住する重篤な状態にある親族を見舞うため又は死亡した親族の葬儀に参列するために、緊急に日本に入国・再入国する必要がある。
（疎明する書類の例：重篤な状態にあることを示す医師作成の診断書、死亡証明書、対象者との親族関係を示す公的文書など）

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446・4447）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和2年9月1日現在

1 上陸拒否について

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、法務省では、当分の間、以下のいずれかに該当する外国人について、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第14号（注1）に該当する外国人として、**特段の事情**がない限り、上陸を拒否することとしています。

なお、特別永住者の方については、入管法第5条第1項の審査の対象となりませんので、上記の各措置により上陸が拒否されることはありません。

- 上陸の申請日前14日以内に添付の表の国・地域における滞在歴がある外国人
- 中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人
- 香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人

2 特段の事情について

次の（1）から（5）のいずれかに該当する場合には、**特段の事情**があるものとして上陸を許可します。

なお、防疫上の観点から、[「外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について」](#)のとおり、入国・再入国に当たっては、原則として、追加的な防疫措置が必要となりますので、御注意ください。

- （1）8月31日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）により出国した外国人であって、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館が交付した再入国関連書類提出確認書を所持する者
- （2）9月1日以降に再入国許可により出国した外国人であって、出国前に出入国在留管理庁が交付した受理書を所持する者（注2）
- （3）8月31日までに再入国許可をもって現在上陸拒否の対象地域に指定されている国・地域に出国した者であって、その国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された後、再入国許可の有効期間が満了し、その期間内に再入国することができなかったもの（注3）
- （4）「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（注4）に沿って上陸申請する外国人
- （5）上記（1）ないし（4）のほか、特に人道上配慮すべき事情があるときなど、個別の事情に応じて特段の事情が認められるもの（具体的な事例については、[「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして入国・再入国を許可することのある具体的な事例」](#)を参照）

(注1) 出入国管理及び難民認定法 (抄)

(上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～十三 (略)

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 (略)

(注2) 9月1日以降に再入国許可により出国する場合は、出国前に出入国在留管理庁から受理書の交付を受ける必要があります。受理書の交付を受けずに出国した場合は、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となりますので御注意ください。

受理書の交付手続は[こちら](#)を参照。なお、9月1日から9月6日の間に出国を希望する場合は、直接、空港の出国審査場で入国審査官に再入国予定を申し出てください。

(注3) 入国目的等に応じて、地方出入国在留管理局において、在留資格認定証明書の交付を受けるとともに、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において、査証の発給を受ける必要があります。

(注4) 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」は、感染状況が落ち着いている上陸拒否の対象地域を対象として、ビジネス上必要な人材等の出入国を、出国前検査証明や接触確認アプリのインストール等の追加的な防疫措置を条件に試行的に実施するもの(詳細については[外務省ホームページ](#)を参照)。

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：(代表) 03-3580-4111 (内線4446・4447)

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
4 / 3 までに指定された国・地域	73 国・地域 インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、台湾、中国（香港及びマカオを含む。）、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア	オーストラリア、ニュージーランド	カナダ、米国	エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク	イスラエル、イラン、トルコ、パレチン	エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ
4 / 29 から指定				アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ペルー	ウクライナ、ベラルーシ、ロシア	アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア	ジブチ
5 / 16 から指定	モルディブ			ウルグアイ、コロンビア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ	アゼルバイジャン、カザフスタン、		カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア
5 / 27 から指定	インド、パキスタン、バングラデシュ			アルゼンチン、エルサルバドル	キルギス、タジキスタン	アフガニスタン	ガーナ、ギニア、南アフリカ
7 / 1 から指定				ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ニカラグア、ハイチ	ジョージア	イラク、レバノン	アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア
7 / 24 から指定	ネパール			スリナム、パラグアイ、ベネズエラ	ウズベキスタン	パレスチナ	ケニア、コモロ、コンゴ共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、リビア、リベリア
8 / 30 から指定	ブータン			トリニダード・トバゴ、ベリーズ			エチオピア、ガンビア、ザンビア、ジンバブエ、チュニジア、ナイジェリア、マラウイ、南スーダン、ルワンダ、レソト

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして入国・再入国を許可することのある具体的な事例

令和2年9月1日現在

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関して、法務大臣は、当分の間、一定の国・地域に滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当するものとして、上陸を拒否することとしています。

特段の事情としては、再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）により出国した外国人であって、日本国大使館・総領事館から交付を受けた再入国関連書類提出確認書又は出入国在留管理庁から交付を受けた受理書を所持する者及び出国先の国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された後に再入国許可の有効期間が満了して再入国することができなかつた者並びに「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」に沿って上陸申請する外国人がこれに当たるほか、特に人道上配慮すべき事情があるときなどは、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして入国を許可することがあります（注1）。

個別の事情に応じて入国を許可することのある具体的な事例としては、以下のようなものがあります。

- 新規入国する外国人であって以下に該当する者（注2）
 - ・ 日本人・永住者の配偶者又は子
 - ・ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にあるもの
 - ・ 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する外国人で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じており、その補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要があるもの
 - ・ 「医療」の在留資格を取得する外国人で、医療体制の充実・強化に資するもの

（注1）入国に当たっては、原則として、追加的な防疫措置が必要となりますので、御注意ください（詳細については[「外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について」](#)を参照）。

（注2）入国目的等に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において、査証の発給を受ける必要があります。

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446・4447）

COVID-19 に関する検査証明
Certificate of Testing for COVID-19

Date of issue _____

交付年月日

氏名 _____ パスポート番号 _____
Name _____, Passport No. _____,
国籍 _____ 生年月日 _____ 性別 _____
Nationality _____, Date of Birth _____, Sex _____,

上記の者の COVID-19 に関する検査を行った結果、その結果は下記のとおりである。
よって、この証明を交付する。

This is to certify the following results which have been confirmed by testing
for COVID-19 conducted with the sample taken from the above-mentioned person.

採取検体 Sample (下記いずれかをチェック/Check one of the boxes below)	検査法 Testing for COVID-19 (下記いずれかをチェック/Check one of the boxes below)	結果 Result	①決定年月日 Result Date ②検体採取日時 Sampling Date and Time	備考 Remarks
<input type="checkbox"/> 鼻咽頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab <input type="checkbox"/> 唾液 Saliva	<input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (real time RT-PCR 法) nucleic acid amplification test (real time RT-PCR) <input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (LAMP 法) nucleic acid amplification test (LAMP) <input type="checkbox"/> 抗原定量検査 antigen test (CLEIA)		① ②	

医療機関名 Medical institution _____
住所 Address of the institution _____
医師名 Signature by doctor _____

An imprint of
a seal 印影

Sample

COVID-19 に関する検査証明
Certificate of Testing for COVID-19

Date of issue _____

交付年月日

氏名 _____ パスポート番号 _____
Name _____, Passport No. _____,
国籍 _____ 生年月日 _____ 性別 _____
Nationality _____, Date of Birth _____, Sex _____,

上記の者の COVID-19 に関する検査を行った結果、その結果は下記のとおりである。
よって、この証明を交付する。

This is to certify the following results which have been confirmed by testing
for COVID-19 conducted with the sample taken from the above-mentioned person.

採取検体 Sample (下記いずれかをチェック/Check one of the boxes below)	検査法 Testing for COVID-19 (下記いずれかをチェック/Check one of the boxes below)	結果 Result	①決定年月日 Result Date ②検体採取日時 Sampling Date and Time	備考 Remarks
<input checked="" type="checkbox"/> 鼻咽頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab <input type="checkbox"/> 唾液 Saliva	<input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (real time RT-PCR 法) nucleic acid amplification test (real time RT-PCR) <input checked="" type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (LAMP 法) nucleic acid amplification test (LAMP) <input type="checkbox"/> 抗原定量検査 antigen test (CLEIA)	Negative	① 29 th May 2020 ② 29 th May 2020 1 PM JST	

医療機関名 Medical institution _____

住所 Address of the institution _____

医師名 Signature by doctor _____

An imprint of
a seal 印影

再入国関連書類提出確認書交付申請書
APPLICATION FORM FOR LETTER OF CONFIRMATION
OF SUBMITTING REQUIRED DOCUMENTATION
FOR RE-ENTRY INTO JAPAN

Surname (as shown in passport) _____

Given and middle names (as shown in passport) _____

Other names (including any other names you are or have been known by)

Date of birth _____ / _____ / _____ Place of birth _____

Day /Month /Year

Sex: Male Female

Nationality or citizenship _____

Address in Japan _____

Passport Number _____

Date of issue _____

Place of issue _____

Date of expiration _____

Type of status of residence: _____

Period of stay _____

Date of expiration _____

Residence card number _____

Date of expiration of re-entry permit _____

Date of re-entry _____ (Air) Port in Japan _____ Flight no. _____

Tel. _____ Mobile No. _____ E-Mail _____

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

Signature _____

Date _____ / _____ / _____

Day /Month /Year